

## 「(仮称)肥薩風力発電事業環境影響評価方法書」についての 熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

### **[全体事項]**

- (1) 事業計画や工事内容、環境影響評価等に関する情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

### **[大気環境]**

#### **〈騒音・振動〉**

- (1) 工所用資材等の搬出入車両の交通量が最大となる時期を予測対象時期としているが、本事業と「(仮称)大関山風力発電事業」の工事を同時期に実施する場合は、両事業の車両台数の合計が最大となる時期に実施すべきではないか検討すること。

### **[水環境]**

- (1) 事業実施による地下水への影響について調査、予測及び評価する必要があるか検討すること。  
なお、影響を小さいと判断した場合は、その根拠を図書に記載すること。

### **[動物・植物・生態系]**

#### **〈動物(哺乳類)〉**

- (1) 管理用道路等の敷設に伴いシカの移動が容易になると、シカによる食害が拡大し、森林生態系へ影響を与えるおそれがある。このため、当該影響の予測及び評価にあたっては、シカの行動特性等を踏まえ、対象事業実施区域より広域での生息状況及び個体数変動傾向の調査について検討すること。
- (2) ヤマネ等の調査にあたっては、樹上性のネズミ類を対象とした巣箱の場合、大きさや設置位置等が適切でない可能性があるため、専用の巣箱を用いる必要があるか検討すること。

### 〈動物（鳥類）〉

(1) クマタカの行動圏が繁殖年と非繁殖年で異なることを踏まえ調査結果を解析し、事業による影響を予測及び評価すること。

なお、調査期間中にクマタカの繁殖が見られなかった場合は、調査期間の延長や聞き取り調査の実施等を検討し、クマタカの行動圏の把握に努めること。

(2) 希少猛禽類の調査にあたっては、クマタカが9月頃からディスプレイライトを始めることを想定して調査時期を検討すること。

### 〈植物〉

(1) 対象事業実施区域の一部には自然度9の森林が存在する可能性があることから、現地の植生等の現況調査を踏まえ、事業実施による重大な影響が予測される場合は、当該区域を改変区域から除外する等の対策を検討すること。

## 〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

### 〈景観〉

(1) 景観の調査、予測及び評価にあたっては、本事業だけでなく、対象事業実施区域周辺における他事業の風力発電機の設置計画を反映したフォトモンタージュの作成について検討すること。

(2) 土捨て場を整備する場所によっては、より標高が低い周囲の集落等から視認できる可能性があるため、完成後の景観に係るフォトモンタージュの作成について検討すること。

「（仮称）肥薩風力発電事業環境影響評価方法書」についての留意事項等

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P24	気象の状況	表3.1-9について、田野観測所では欠測日があるため、他の出典を使用し降雨量を掲載している場合には、その旨記載すること。
P29 他	大気質の状況等	出典として「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第54報」を使用しているが、令和2年9月28日より第55報が公開されているため、当該報告書の使用について検討すること。
P40	BOD の測定結果	表3.1-29のBODの測定値について、平均値ではなく75%値を記載するとともに、その旨表外に注釈を入れること。
P141	地下水の利用状況	表3.2-10(2)の「その他」について、その詳細（内訳）を記載すること。
P154～ P155	廃棄物の状況	表3.2-18及び図3.2-10について、最新の情報を確認するとともに、準備書以降での掲載を検討すること。
P158	騒音に係る環境基準の 類型指定状況	表3.2-23(1)について、人吉市域における騒音に係る環境基準の地域の類型指定の権限は人吉市にあるため、最新の情報を人吉市に確認すること。
P173	工場・事業場騒音に係 る規制基準の指定状況	表3.2-34について、市域における工場・事業場騒音に係る規制基準の指定の権限は市長にあるため、最新の情報を伊佐市及び人吉市に確認し、それぞれ分けて記載すること。
P174	工場・事業場騒音に係 る規制区分の指定状況	表3.2-35について、市域における工場・事業場騒音に係る規制区分の指定の権限は市長にあるため、最新の情報を伊佐市及び人吉市に確認し、記載すること。
P177	工場・事業場振動に係 る規制基準の指定状況	表3.2-39について、市域における工場・事業場振動に係る規制基準の指定の権限は市長にあるため、最新の情報を伊佐市及び人吉市に確認し、それぞれ分けて記載すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
P177	工場・事業場振動に係る規制区分の指定状況	表3.2-40について、市域における工場・事業場振動に係る規制区分の指定の権限は市長にあるため、最新の情報を伊佐市及び人吉市に確認し、記載すること。
P178	特定建設作業に係る振動の規制区分の指定状況	表3.2-42について、市域における特定建設作業に係る振動の規制区分の指定の権限は市長にあるため、最新の情報を人吉市に確認すること。 また、伊佐市における特定建設作業に係る振動の規制区分が記載されていないため、同表に記載すること。
同上	同上	表3.2-42について、球磨村に係る「第1号区域」の「1」に「田園住居地域」を追記すること。
P203～ P209	砂防指定地等の確認	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況については、追加の指定等があるため、最新の資料で確認すること。
P207 P210	山地災害危険地区に関する図書の記載等	方法書には国有林における山地災害危険地区が記載されていないため、所管する森林管理署に確認したうえで、追記すること。 また、当該区域を踏まえ、風力発電機設置位置の検討を行うこと。
P228	騒音及び超低周波音の予測	表4.3-3の名称を「風力発電機の設置予定範囲と住居等及び配慮が特に必要な施設との位置関係」に修正する必要があるか検討すること。
P229	風力発電機の設置予定範囲	風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響を確実に回避するため、風力発電機の設置予定範囲を住居等から2.0km以上離す必要があるか検討すること。
P328 P357	コウモリ類の調査	風況ポールに設置するバットディテクターとして、フルスペクトラム方式の機種（D500X、SM4BAT等）の使用を検討すること。
P336	騒音の測定時期	騒音の測定時期について、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」では原則として4季毎に測定することが望ましいと記載されていることから、測定時期を3季に減じた理由を記載すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
同上	同上	風力発電機設置検討範囲から約3km以上であれば騒音による影響は極めて小さいと判断した理由を具体的に記載すること。
P340	超低周波音の予測	超低周波音の予測にあたっては、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド別の音圧レベルの予測値を記載すること。
同上	同上	風力発電機設置検討範囲から約3km以上であれば超低周波音による影響は極めて小さいと判断した理由を具体的に記載すること。
P354 P357	コウモリ類の調査	コウモリ類の調査にあたっては、必要に応じて専門家等から情報収集を行い、適切に予測及び評価を行うこと。
同上	同上	バットディテクターによる音声モニタリングは、日没1時間前から日の出1時間後までの録音を検討すること。
同上	同上	調査に使用したバットディテクターの機種情報及びマイクの設置方向を準備書に記載すること。
P425 P426	方法書の縦覧期間	球磨村役場での縦覧について、同庁舎は令和2年7月豪雨により閉庁している期間があったことから、当該期間については縦覧ができていない旨注釈等を記載する必要があるか検討すること。
—	出水期に配慮した工事計画の立案	集中豪雨等が発生しやすい出水期に伐採又は伐根を行うと濁水の影響が大きくなることから、出水期を避けた工事計画の立案について検討すること。
—	個体群の移動に関する配慮	対象事業実施区域周辺にはカモシカやヤマネ等の希少種が生息している可能性があることから、現地調査等で生息を確認した場合は、事業実施により個体群の移動を妨げることがないよう対策を検討すること。
—	森林性昆虫の生息地の保全	対象事業実施区域内に生息している可能性があるオオトラカミキリ等の森林性昆虫には乾燥に弱い性質がある。現地調査等で生息を確認した場合には、事業実施に伴う森林伐採の影響で生息地を乾燥させることがないよう対策を検討すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
—	オオムラサキの保全	調査の結果、対象事業実施区域内にオオムラサキが生息する榎林を確認し、事業実施による重大な影響が予測される場合は、当該区域を改変区域から除外する等の対策を検討すること。
—	土砂災害警戒区域等に配慮した土捨て場予定地の選定	土捨て場予定地の一部には土砂災害警戒区域等を含むことから、用地の選定に当たっては留意すること。
—	コウモリ類の事後調査及び環境保全措置	調査の結果、コウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、事後調査の実施及び適切な環境保全措置を検討すること。

## (2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P24	気象の状況	表3.1-7及び表3.1-9の降雨量のデータについて、出典と数値が異なるため、修正すること。
P34 P322	騒音の状況	表3.1-24(1)について、同表における測定地点は「道路に面する地域（B類型のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域）」であることから、昼間の環境基準値を65dB、夜間の環境基準値を60dBにそれぞれ修正すること。 また、「道路に面する地域（B類型のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域）」の環境基準値と比較した場合、平成30年度の自動車騒音の測定結果は基準を超過していないことになるため、p34「(b)自動車騒音の状況」の本文4行目の記載内容及びP322「(a)大気環境の状況」の本文6行目の記載内容についても、併せて修正すること。
P121他	主要な眺望点等	表3.1-54等の「町名」となっている欄は「市町村名」の誤りであるため、修正すること。
P141	地下水の利用状況	表3.2-10(2)について、出典と単位が異なるため、修正すること。
P162 P171	日本産業規格に関する記載	表3.2-28及び表3.2-32の備考に記載されている「日本工業規格」について、「日本産業規格」に修正すること。

P178	道路交通振動の要請限度	表3.2-43の「注)1. 区域区分」のうち、熊本県に係る区域の説明文に「表3.2-40(1)に示す」とあるが、「表3.2-40に示す」の誤りであるため、修正すること。
P229	騒音及び超低周波音の評価	「(b)評価結果」の本文1～2行目に「風力発電機の設置予定範囲から2.0km以内に住居等や配慮が特に必要な施設が存在する」とあるが、P225「(d)調査結果」の本文1～2行目には「配慮が特に必要な施設は確認されなかった」とあるため、記載内容が矛盾しないよう修正すること。
要約書 P16	風力発電機の輸送ルート	「(a)風力発電機の輸送ルート」及び「(b)工事関係車両の主要な走行ルート」に記載されている「図2.2-5」は、「図2.2-4」の誤りであるため、修正すること。
要約書 P18～ P19	対象事業実施区域及びその周囲における他事業	「2.2.7 対象事業実施区域及びその周囲における他事業」に記載されている「図2.2-6」は、「図2.2-5」の誤りであるため、修正すること。
要約書 P19	同上	図2.2-6の「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」の表記について、事業名が出典で隠れているため、修正すること。

### (3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P4	国土利用計画法の遵守	本事業に係る土地の取得等が、国土利用計画法に定める「土地売買等の契約」に該当する場合には、契約締結日から2週間以内に、人吉市企画課及び球磨村復興推進課へ土地売買等届出書の提出が必要となるため、留意すること。 また、当該届出書に関し、県から開発に際しての留意事項等について通知する場合があるため、併せて留意すること。
P196～ P202	埋蔵文化財に関する関係自治体の教育委員会との協議	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財「上笹ノ谷遺跡、植木迫遺跡、高仁田遺跡」が含まれるため、人吉市教育委員会と協議のうえ、事業を進めること。

同上	埋蔵文化財に関する関係自治体の教育委員会への連絡	出土品の出土等により、貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合は、その現状を変更することなく、遅滞なく、関係自治体の教育委員会へ連絡すること。
同上	天然記念物に関する関係自治体の教育委員会への連絡	対象事業実施区域及びその周辺には、地域を定めず指定されている天然記念物（カモシカ、ヤマネ、オオサンショウウオ等）が生息している可能性があるため、発見した場合には、適切に保護するとともに関係自治体の教育委員会へ連絡すること。
p202	埋蔵文化財包蔵地への配慮	対象事業実施区域の東側にある土捨て場予定地には埋蔵文化財包蔵地が含まれていることから、当該予定地内で工事等行う場合には、事前に熊本県教育庁や人吉市教育委員会等関係機関と協議を行うこと。
P203～ P209	砂防指定地等における制限行為の許可	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域内で土地の掘削等の制限行為を行う場合には、法令に基づき、事前に県知事の許可が必要となるため、球磨地域振興局土木部に申請すること。
P207	国有林内での事業実施	対象事業実施区域内には国有林が存在することから、林野庁の方針や指示等を踏まえ、適切に事業を進めること。
P215	森林法の遵守	森林法第5条に基づく地域森林計画の対象民有林において、1haを超える開発を行う場合には林地開発許可が必要となるため、該当の有無について、県南広域本部林務課に確認すること。 なお、この場合における開発区域には、風力発電機設置箇所だけでなく、搬入路（作業道）等開発に伴い造成を行う範囲全てが対象となるため、留意すること。
P293	保安林における立木伐採等の行為の許可	保安林内において、立木を伐採する行為及び立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、または土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為をする場合には、県知事の許可を受ける必要があるため、県南広域本部林務課と協議を行うこと。

P386～ P387	景観条例等の確認	人吉市は市内全域が景観計画区域となっていることから、人吉市景観条例及び人吉市景観計画の基準等を確認のうえ、事業を進めること。
—	水源及び施設等への配慮	対象事業実施区域の一部に飲用井戸等を含む可能性があることから、水源及び施設等に支障がないよう配慮すること。
—	農用地区域からの除外	対象事業実施区域の一部には、人吉市が策定する農業振興地域整備計画において定められた農用地区域が含まれるが、当該区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合には、あらかじめ農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第15条の2第1項の開発行為の許可を受けるか、同法第13条第2項に基づく農用地区域からの除外手続きが必要となるため、留意すること。
—	農用地区域以外の農業振興地域内における開発行為	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内における開発行為について、当該開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、知事は、事業者に対しその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告できるようになっているため、留意すること。
—	農地転用許可	農地又は採草放牧地に風力発電機を設置する場合には農地転用許可申請の手続きが必要であるが、農地区分によっては許可できない場合があることから、対象事業実施区域の市及び村に農地又は採草放牧地に含まれるか確認すること。